

ハイライト:

- ・上場株式等の譲渡所得と配当等に係る軽減税率が廃止されます!
- ・NISA(ニーサ:少額投資非課税制度)が始まります!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
金融・証券税制の主な改正事項 (平成26年1月1日からの適用分)	1 2

朝晩と涼しくなり秋の気配を感じられるようになりました。2020年、56年ぶり東京でのオリンピック開催決定! 明るい話題に気持ちも沸き立ちます。第55号では、平成25年度税制改正のうち、来年1月1日から適用される金融・証券税制の主なものを取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

金融・証券税制の主な改正事項 (平成26年1月1日からの適用分)

平成21年1月1日から適用されていた上場株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日からは本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。それに伴い、平成26年1月1日から新たな証券優遇制度として、NISA(ニーサ、少額投資非課税制度)の適用がスタートします。

	H21.1.1	H25.1.1	H26.1.1
上場株式等の譲渡益や配当等	10% (所得税7%、住民税3%)	10.147%(※) (所得税7%、住民税3% 復興特別所得税0.147%)	20.315%(※) (所得税15%、住民税5% 復興特別所得税0.315%)
NISA口座で購入した上場株式等の譲渡益や配当等			非課税(平成35年12月31日まで) (毎年、新規購入100万円まで)

()平成25年から平成49年までに生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税(所得税×2.1%)が併せて徴収されます。

NISA(ニーサ、少額投資非課税制度)とは

少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置をNISAといいます。平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間に、年間投資額100万円を上限として、専用の口座(NISA口座)で新規に取得した上場株式、ETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)、株式投資信託等の譲渡益、及びその配当が取得した日から最長で5年間非課税となる制度です。

NISAを利用するには、銀行や証券会社等の金融機関において専用口座の開設が必要です。この口座開設の申し込みが、制度開始に先立ち、平成25年10月から始まります。NISA口座は、1人1口座のみ開設可能となっています。(銀行と証券会社にそれぞれ1口座ずつ開設することもできません。)

金融機関(証券会社、銀行、郵便局)によって、購入・利用できる商品に違いがありますので、詳細を確認の上、口座を開設する金融機関を選択する必要があります。

なお、特定口座等で既に保有している上場株式等をNISA口座に移管することはできません。NISA口座で保有する上場株式等を売却し、損失が生じた場合、他の口座(特定口座等)で生じた譲渡益や配当と損益通算・損失の繰越控除を行うことはできません。

	特定口座	NISA口座
口座開設可能期間	-	平成26年1月1日～平成35年12月31日までの10年間
口座数	複数	1口座
運用益への課税	課税	非課税 (投資した年から最長5年)
投資額	制限なし	制限あり (新規投資額上限 年間100万円)
途中売却	可能	可能 (ただし、売却後の非課税枠の再利用不可)
損益通算	可能	不可
損失の繰越控除	可能	不可

非課税期間の5年が終わると、**時価**で特定口座等の課税口座へ移管するか、翌年のNISA口座の非課税枠100万円を利用してそのまま保有し続けるか等の選択が必要です。

【具体的な取引例】

	取引例	課税関係等
(1) H26.4.1	NISA口座で上場株式A(100株)を90万円で買付。	NISA口座は取得価額100万円/年の投資枠のため、H26年は残り10万円となります(非課税枠100万円 - 取得価額90万円)。未使用枠10万円はH27年以降に繰越できません。
(2) H26.9.1	上場株式A(50株)を60万円で売却。	譲渡益 15万円(売却価額60万円 - 取得価額90万円 × 50/100)には課税されません。売却して保有残高が減少しても年間の非課税枠は広がりません。(売却分の投資枠の再利用不可)
(3) H31.1.1	H30.12.31時点で、(1)で購入した上場株式A(50株)をH31年分のNISA口座へ移管。(払出は、時価となります。)	例えば、時価が80万円の場合、H31年分の非課税枠は、20万円となります。(非課税枠100万円 - 80万円)
(4) H34.4.1	NISA口座へ移管した上場株式A(50株)を85万円で売却。	譲渡益 5万円(売却価額85万円 - (3)の時価80万円)には、課税されません。



税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 5F 青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。